

令和2年度
いじめ防止基本方針



令和2年4月

安中市立第一中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、不登校や自殺などを引き起こす要因ともなる深刻な問題である。

本校では、いじめは「いつ、どこでも、どの生徒にも起こり得るもの」との認識のもと、いじめの根絶に向けて「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月）、「群馬県いじめ防止基本方針」（平成 29 年 12 月）、「安中市いじめ防止基本方針」（平成 30 年 7 月）をふまえ、「安中市立第一中学校いじめ防止基本方針」を定めた。本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期解決の取組を効果的に推進するために策定するものである。

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、一定の人間関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等の対策に関する基本方針

- (1) 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- (2) 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るもの」という危機意識を持つこと
- (3) 「いじめられている子どもを必ず守り通す」という強い信念を持つこと
- (4) 生徒主体のいじめ防止活動の充実と推進を図り、「いじめを生まない学校の風土づくり」に努めること

本校においては、以上の 4 つの考えを基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見だし、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、安中市教育委員会や関係機関等と連携し、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

II いじめ防止等のための組織

○ いじめ対策委員会

(1) いじめ対策委員会の活動方針

- ・ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・ いじめの疑いがある事案や生徒の問題行動などに関する情報収集と記録、共有化を図る。

- ・いじめの情報があつた際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒への事実関係の聞き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。

(2) いじめ対策委員会組織

[教職員] 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任・学年主任・

養護教諭・該当生徒の担任

[外 部] スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・

安中警察署スクールサポーター

Ⅲ いじめ防止等に向けた取組

1 学校の取組

(1) いじめの未然防止

① いじめについての共通理解

- ・いじめの原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、教職員全体の共通理解を図る。
- ・集会や学級活動等でいじめ問題について取り上げ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・道徳教育や人権教育を充実し、他人の思いを共感的に理解できるようにする。
- ・教育活動全体を通して、生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を提供し、自己有用感・自己肯定感を高める。
- ・授業について行けない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないように、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりに努める。

③ 生徒自らが主体的に考える取組

- ・「安中市いじめ防止子ども会議」「安中市いじめ防止フォーラム」に参加し、その内容や他校の発表を紹介する。

(2) いじめの早期発見

① 生活アンケートの実施

- ・毎月「生活アンケート」を行い、いじめの実態を把握する。

② 教育相談体制の充実

- ・毎週行われる教育相談部会での情報交換やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を通して、生徒の情報を全職員で共通理解しておく。
- ・教職員と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

③ 生徒の観察

- ・生活ノート（「ライフ」）から生徒の悩みを把握する。

- ・休み時間や放課後等、様々な場面で生徒を見守り、動きを把握する体制をつくる。

(3) いじめに対する措置

① いじめを発見したとき・通報を受けたとき

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・生徒や保護者から訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに、速やかに管理職に報告し、いじめ対策委員会等で情報共有する。

② いじめられた生徒またはその保護者への対応

- ・生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・生徒や保護者に「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、速やかに保護者に伝える。

③ いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- ・生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書込等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察に協力を求める。

2 家庭・地域との連携

- ・各種たより等を通じて、学校での取組を紹介したり、相談機関の紹介を行ったりする。
- ・家庭との連絡を密にし、当該生徒や保護者の意向を聞き、慎重に対処する。
- ・PTA 本部との連携を密にし、情報提供を求め、連携を密にする。
- ・民生委員、主任児童委員、保護司会と連携し、地域での生徒の様子を把握する。

3 関係機関との連携

- ・安中市福祉課や子ども課，西部児童相談所と積極的に連携を図り，必要に応じてケース会議を開催する。
- ・群馬県警察署の情報モラル講習会を活用し，生徒や保護者へのインターネット問題についての啓発活動を行う。
- ・毎月「生活アンケート」を行い，その結果を安中市教育委員会に報告するとともに，いじめを認知した場合は速やかに報告する。

IV 重大事態への対処

1 重大事態とは

- 学校に在籍する生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・生徒が自殺を企画したとき
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合は，速やかに安中市教育委員会に報告する。教育委員会と協議の上，適切な対応を行う。

V 取組の評価

- いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い，その都度改善に努める。
- 学校評価によるいじめ防止に向けた取組の検証を行い，保護者や市教育委員会等に報告する。